

等一)も存在するにかかわらず、この種の手当が支給されていない。国は勤労青少年教育のもつ意義の重要性和大学教職員の夜間労働の困難性にかんがみて、夜間部担当手当のごときものを設ける必要があると考えられる。

4. 非常勤講師給与の根本的改善について

(説明)

専任教員率の高い国立大学においてすら、研究・教育の必要上、非常勤講師は重要な役割を果たしている。しかるに、その講義料の低劣なことは大学生がアルバイトとして行う家庭教師の賃金にも劣るほどのことであることは周知のところであり、このことは、到底すぐれた研究・教育者を遇するみちとはいえない。早急に非常勤講師の抜本的待遇改善策を(現行時間給を月給めに改めるごとき算定方式の改善を含めて)講ずるよう努力されたい。

5. 無給研究者の災害補償制度の確立について

(説明)

大学院生、いわゆる無給医等、今日、大学において無給研究者が研究・教育上に果している役割は大きいにかかわらず、その業務上の災害について、これを補償する制度がない。この点について本会議は既に第57回総会の議を経て「大学院学生など無給研究者の研究災害補償制度の確立等について」の勧告を行っているが、政府が速やかに政策を講ずるよう努力されたい。

6. 退職手当・共済年金の改善について

(説明)

多年研究・教育に従ってきた科学者の老後にたいしては十分な生活保障をもってむくいるべきことは当然である。ことに異常な物価高の今日、定年退職研究者が生活難から学会費の支払いにすら難渋するというごときは、到底、文化国家の名に値いするとはいえない。そのため、退職手当を増額すること、退職手当は全額免税とすること。退職年金は俸給年額の60%(現行40%)に引上げ、また年金額算定の基礎俸給を退職時の俸給額とする。かつ、物価の上昇に見合った年金のスライド制を直ちに実施することなど、その改善について努力されたい。

9-48

総学庶第1054号 昭和49年7月8日

文部大臣 奥野誠亮 殿

日本学術会議会長 越智勇一

昭和50年度科学研究振興に必要な予算について(申入れ)

標記について、本会議第440回運営審議会の議に基づき、下記のとおり申し入れます。

記

文部省所管の科学研究振興費、特にそのうちの科学研究費補助金の我が国の基礎科学の振興に果たす特色ある役割とそれが我が国の科学研究の調和ある発展に対してもつ重要な意義にかんがみ、その大幅な増額については科学者がひとしく要望しているところである。

また、本会議はすでに政府に対し「科学研究計画第1次5か年計画」(昭和40年)、「科学研究基金(仮称)の設置について」(昭和42年)、及び「科学研究5か年計画について」(昭和46

年)の勧告を行った。

そのなかで、科学研究基金(仮称)を設けるなど、科学研究振興のため国家経費を画期的に増額すると同時に、その体系を整備し運用を改善すべきことを提唱した。その基本構想はいまだ実現しておらず、将来、科学研究費補助金のあり方と関連して、更に検討を加える必要がある。

以上の経緯をふまえ、本会議は毎年、科学研究費補助金について、この総額を大幅に増額し、細目区分ごとの割当金額を適正ならしめるよう文部大臣あて申し入れてきたところである。しかし、その増額の程度はなお十分でなく、昭和49年度においては予算総額140億円に対して、申請金額は640億円にも達しており、更に申請時以後における物価急騰を考慮すればこの金額は実質上少なくとも700億円を越えるものといえよう。また、物価急騰のなかにおいて、それにともない教官研究費の引上げが行われていない昭和49年度の実情からみれば昭和50年度においては、科学研究費補助金に対する科学研究者の期待は一層増大するものと思われる。

したがって、昭和50年度においては、少なくとも申請金額の半ば程度を満たすことを目途として、総額ならびに区分を下表のとおりとすることを適当と認め、その実現を強く要望するとともに、これを科学研究の調和的発展のために有効適切に使用する方法についても更に配慮を加えられるよう希望する。

区 分	金 額(百万円)
科 学 研 究 費	3 3,7 0 0
特定研究(A)(がん特別型究)	
(災害科学特別研究)	2,2 0 0
" (B)	4,8 0 0
総 合 研 究	3,5 0 0
一 般 研 究	1 8,7 0 0
奨 励 研 究	1,2 0 0
試 験 研 究	2,4 0 0
海外学術調査	9 0 0
研究成果刊行費	1,3 0 0
合 計	3 5,0 0 0

昭和50年度からはじまる特定研究(B)として、本会議は以下に列举する領域を選定したので、ここに申し入れる。貴省において領域を決定されるにあたっては、あらかじめ本会議と十分に打合せを行われるよう要望する。

昭和50年度からはじまる特定研究(B)の領域

重イオン科学の研究	(自然科学関係)
臨 床 化 学	(")
核融合工学の基礎研究	(")
表面エレクトロニクス	(")
環境汚染の検知と制御	(")
混 相 流	(")

生体における分子識別	(自然科学関係)
実験動物の純化と開発	(")
海洋開発に関する基礎的研究	(")
海洋環境保全の物理的・化学的基礎研究	(")
国 土 利 用	(複合領域関係)

9-49

総学庶第1211号 昭和49年7月23日

日本ユネスコ国内委員会会長 平 塚 益 徳 殿

日本学術会議会長 越 智 勇 一

「科学研究者の地位に関する国際勧告」について(要望)

標記のことについて、下記のとおり要望します。

記

来る7月24日(水)開催予定の貴委員会第55回会議において、第18回ユネスコ総会に臨む日本政府の基本的態度に関する外務大臣の諮問に対する答申が審議せられると承知しておりますが、その中では当然「科学研究者の地位に関する国際勧告案」に対する態度についても審議せられるものと考えます。

ところで、前記国際勧告案については、本会議は「日本の科学者の内外に対する代表機関」(日本学術会議法第2条)としての目的、職務、権限に照らし、かねてから重大な関心を寄せ、慎重に審議を継続し、貴委員会に対しても再三意見を提出してきましたが、去る4月の第65回総会では別添資料のごとき声明を公にしました。この声明では、本会議は、本国際勧告の意義を高く評価し、政府がこれに対し積極的姿勢をもって臨むことを強く期待する旨明らかにしております。

このたび、貴委員会の第55回会議において本国際勧告についての審議が行われる際には、前述のごとき本会議の見解について十分配慮せられたく、別添資料を添えてここに要望する次第です。

なお、本要望について会議の際、貴職から全委員に披露せられ、かつ前記別添資料の写を配布していただければ幸せであります。

別添資料

科学研究者の地位に関するユネスコの国際勧告について(声明)

昭和49年4月26日

第 6 5 回 総 会

国連教育科学文化機関(ユネスコ)が、来る10月～11月に開催される第18回総会に上程する予定で現在討議中の「科学研究者の地位に関する国際勧告」は科学者の義務と責任を明らかにし、その正当な地位を保障しようとする趣旨のものである。特に科学研究の公民的及び倫理的側面を強調したことは、内外の科学者にとって、極めて重要な意義をもつものである。

日本学術会議は、本国際勧告の内容がその趣旨に沿うものとなり、かつ、できるだけ速やかにユ